



平成 25 年 2 月 26 日

各 位

上場会社名 株式会社カワムラサイクル
(コード番号：7311 東証マザーズ)
本社所在地 兵庫県神戸市西区上新地 3 丁目 9 番 1
代 表 者 代表取締役社長 山 崎 隆
問 合 せ 先 専務取締役管理本部長 浅 山 充
TEL (078) 969-2800 (代表)

定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関する承認決議 並びに全部取得条項付普通株式の取得に係る基準日設定に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 2 月 1 日付プレスリリース「定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ」(以下「平成 25 年 2 月 1 日付当社プレスリリース」といいます。)にてお知らせいたしましたとおり、本日、種類株式発行に係る定款一部変更、全部取得条項に係る定款一部変更、及び全部取得条項付普通株式(下記 I.「当社定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に係る議案の内容」の②において定義いたします。以下同じです。)の取得に係る各議案について、当社の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)及び当社普通株式を保有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会(以下「本種類株主総会」といいます。)に付議いたしましたところ、下記のとおり、いずれも原案どおり承認可決されましたのでお知らせいたします。

この結果、当社普通株式は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」といいます。)の上場廃止基準に該当することになり、本日から平成 25 年 3 月 25 日まで整理銘柄に指定された後、平成 25 年 3 月 26 日をもって上場廃止となる予定です(なお、当社普通株式の売買最終日は平成 25 年 3 月 25 日です)。上場廃止後は、当社普通株式を東証において取引することはできません。

また、当社は、本日開催の取締役会において、全部取得条項付普通株式の取得について、平成 25 年 3 月 28 日を基準日と定め、同日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された全部取得条項付普通株式の株主の皆様をもって、平成 25 年 3 月 29 日を取得日として、その保有する全部取得条項付普通株式の全部(当社が保有する自己株式を除きます。以下同じです。)を当社が取得し、当該取得と引換えに、全部取得条項付普通株式 1 株につき、当社 A 種種類株式(下記 I.「当社定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に係る議案の内容」の①において定義いたします。)を 0.0006 株の割合をもって交付する株主として定めることを決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。

記

I. 当社定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に係る議案の内容

当社は、平成 25 年 2 月 1 日付当社プレスリリースにてお知らせいたしましたとおり、以下の①から③までの手続による当社定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の全部取得(以下、総称して「本完全子会社化手続」といいます。)について必要なご承認をいただくため、本日、本臨時株主総会及び本種類株主総会を開催いたしました。

- ① 当社の定款の一部を変更して、従前の普通株式に加えて、定款変更案第 5 条の 2 に定める内容のとおり、普通株式に優先して残余財産の分配を受ける株式である A 種種類株式(以下「A 種種類株式」といいます。)を発行する旨の定めを設け、当社を種類株式発行

会社（会社法第2条第13号に定義するものをいいます。）といたします。

- ② 上記①による変更後の当社の定款の一部を更に変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定めを新設いたします（全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）。なお、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、A種種類株式を0.0006株の割合をもって交付する旨の定めを設けるものといたします。
- ③ 会社法第171条第1項並びに上記①及び②による変更後の当社の定款の規定に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主の皆様に対して、取得対価として、その保有する全部取得条項付普通株式1株につきA種種類株式を0.0006株の割合をもって交付いたします。なお、マックス株式会社（以下「マックス」といいます。）以外の各株主の皆様に対して取得対価として交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

II. 各議案に係る承認決議

1. 当社定款の一部変更（本完全子会社化手続のうち①及び②）の承認決議

(1) 承認可決された事項の内容

本完全子会社化手続のうち①及びこれに伴う所要の定款変更は、本臨時株主総会における第1号議案として付議され、原案どおり承認可決されました。また、本完全子会社化手続のうち②は本臨時株主総会における第2号議案及び本種類株主総会における議案として付議され、いずれも原案どおり承認可決されました。本臨時株主総会第1号議案に係る定款変更の内容は、平成25年2月1日付当社プレスリリースのI.1.「種類株式発行に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件-1」）」に記載のとおりであり、また本臨時株主総会第2号議案及び本種類株主総会における議案に係る定款変更の内容は、平成25年2月1日付当社プレスリリースのI.2.「全部取得条項に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件-2」）」に記載のとおりです。

(2) 定款変更の効力発生

本完全子会社化手続のうち①及びこれに伴う所要の定款変更の効力は、本臨時株主総会における承認可決をもって本日発生しております。また、本完全子会社化手続のうち②の効力は、本臨時株主総会及び本種類株主総会における承認可決により、平成25年3月29日に発生いたします。

2. 全部取得条項付普通株式の取得（本完全子会社化手続のうち③）の承認決議

(1) 承認可決された事項の内容

全部取得条項付普通株式の取得（本完全子会社化手続のうち③）は、その他の必要事項の決定を取締役に一任いただくことを含めて本臨時株主総会における第3号議案として付議され、原案どおり承認可決されました。当該議案の内容は、平成25年2月1日付当社プレスリリースのII.「全部取得条項付普通株式の取得の件」にてお知らせいたしましたとおり、会社法第171条第1項並びに本完全子会社化手続のうち①及び②による変更後の当社の定款の

規定に基づき、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、下記（２）において定める取得日において、基準日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された当社を除く全部取得条項付普通株式の株主の皆様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに、A 種種類株式を 0.0006 株の割合をもって交付するものであります。

（２）全部取得条項付普通株式の取得の効力発生

全部取得条項付普通株式の取得（本完全子会社化手続のうち③）の効力は、本臨時株主総会及び本種類株主総会における承認可決により、本完全子会社化手続のうち②の効力発生を条件として、平成 25 年 3 月 29 日（以下「取得日」といいます。）に発生いたします。

（３）全部取得条項付普通株式の取得の実施に関する手続

全部取得条項付普通株式の取得の効力が発生した場合、上記のとおり、当社は、取得日に全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、取得対価として、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主の皆様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式 1 株につき、A 種種類株式を 0.0006 株の割合をもって交付するものといたします。当該交付がなされる A 種種類株式の数は、上記のとおり、マックス以外の各株主の皆様に対して当社が交付する A 種種類株式の数が 1 株未満の端数となるように設定されております。

かかる株主の皆様に対する A 種種類株式の交付の結果生じる 1 株未満の端数につきましては、その合計数（会社法第 234 条第 1 項の規定により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する A 種種類株式を、会社法第 234 条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて各株主の皆様へ交付いたします。

かかる売却手続に関し、当社は、会社法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て A 種種類株式をマックスに売却することを予定しております。この場合の A 種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、各株主の皆様が保有する全部取得条項付普通株式の数に 105,000 円（マックスによる平成 24 年 11 月 21 日開始の当社普通株式に対する公開買付けにおける 1 株当たりの公開買付価格と同額）を乗じた金額に相当する金銭が各株主の皆様に対して交付されるような価格に設定することを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

Ⅲ． 全部取得条項付普通株式の取得等に関する日程の概要（予定）

本臨時株主総会及び本種類株主総会開催日	平成 25 年 2 月 26 日（火）
種類株式発行に係る定款一部変更（本完全子会社化手続のうち①）の効力発生日	平成 25 年 2 月 26 日（火）
当社普通株式の東証における整理銘柄への指定	平成 25 年 2 月 26 日（火）
全部取得条項付普通株式の取得及び A 種種類株式交付に係る基準日設定公告	平成 25 年 2 月 27 日（水）
全部取得条項に係る定款一部変更（本完全子会社化手続のうち②）の公告	平成 25 年 2 月 27 日（水）
当社普通株式の東証における売買最終日	平成 25 年 3 月 25 日（月）
当社普通株式の東証における上場廃止日	平成 25 年 3 月 26 日（火）

全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付に係る基準日	平成 25 年 3 月 28 日 (木)
全部取得条項に係る定款一部変更 (本完全子会社化手続のうち②)の効力発生日	平成 25 年 3 月 29 日 (金)
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付の効力発生日	平成 25 年 3 月 29 日 (金)

以 上